

岩手県告示第 17 号

岩手県漁業調整規則（昭和 42 年岩手県規則第 31 号）第 52 条第 3 項の規定により、藤原 孝一に対し、孝丸（漁船登録番号 I T 3-35428）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成 19 年 1 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 期日 平成 19 年 1 月 30 日（火） 午後 1 時 30 分から
- 2 場所 釜石市新町 6 番 50 号
釜石地区合同庁舎 3 階 第 1 会議室